○国土交通省告示第二百九十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十二日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第二東海自動車道横浜名古屋線	浜松市北区引佐町的場字ヲサイダ一四二番二から豊田市岩倉町則越五七番八まで	平成二十八年二月十三日十五時

○東北地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号及び六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名取市植松字入生一三五番一から同市植松字入生二五八番一まで	前	二六・九〇～六三・六一メートル	〇・一二四キロメートル
	後	二六・三〇～二七・四五メートル	〇・一二四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
登米市津山町横山字上の山一六二番から同市津山町横山字黒沢一二二番まで	前	七・〇〇～二四・四五メートル	〇・四二四キロメートル
	後	七・九〇～二〇・一〇メートル	〇・四二四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	登米市津山町横山字上の山一六二番から同市津山町横山字黒沢一六四番一四まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月十二日

○東北地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝六〇番一から同町歌津字白山一〇一番一まで	前	一七・三〇～四九・五〇メートル	〇・三〇〇キロメートル
	後	一七・三〇～四九・五〇メートル	〇・三〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
盛岡市上田三丁目二〇四番四から同市西下台町一一三番一まで	前	一一・三〇～三〇〇・〇〇メートル	〇・六八三キロメートル
	後	一五・六〇～三〇〇・〇〇メートル	〇・六八三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○中部地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十五号	豊田市岩倉町大峰七〇番二地内	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月十三日十五時

○四国地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号及び百九十二号	新居浜市萩生字本郷四三九番四から同市萩生字岸ノ下一一八九番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月十四日